

# 入札参加意思確認による見積り依頼方式を試行

～不正行為防止対策の一環として

見積り徴取の透明化に取り組みます～

阪神水道企業団では、令和8年4月1日より、公告前に入札参加の意思及び見積り提出の意思のある者を確認し、意思がある者の全てから見積りを徴取することで、見積り徴取先などの透明化を図る取組を試行します。

## 背景

- ・令和6年9月に当企業団が発注した「舗装補修工事」において、収賄の疑いで職員が逮捕・起訴され、有罪判決が言い渡される事案が発生しました。
- ・公判の内容から得られた事実及び判決後の当該職員に対する聞き取りから、本不祥事案発生の主な原因の一つが、見積り徴取の方法でした。
- ・「阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会」を設置し、不正行為防止対策の検討を行い、さらに、外部の有識者に意見を求めるため「公共工事等における不正行為の再発防止に関する有識者会議」を設置し、「不正行為防止対策」を策定し、令和7年4月に公表しました。その対策の一つとして、「見積り徴取の透明化」を位置付けたものです。

## 概要

### 試行目的

- ・不正行為防止対策の一環として、入札に参加する意思がある者から見積りを徴取することで、見積り徴取の透明化を目指す。
- ・加えて、公告前に競争性を把握し、競争性が低い場合、公告時に工事等の内容を勘案の上、資格要件の緩和を検討し競争性の確保を目指す。

### 試行対象

- ・修繕工事(建物修理、設備メンテナンス等)
- ・設備点検・保守業務
- ・予定価格の積算に当たり、見積りによる積算が大半を占め、特に見積り徴取の透明性が必要な工事、業務又は物品役務
- ・その他当企業団企業長が必要と認める工事、業務又は物品役務

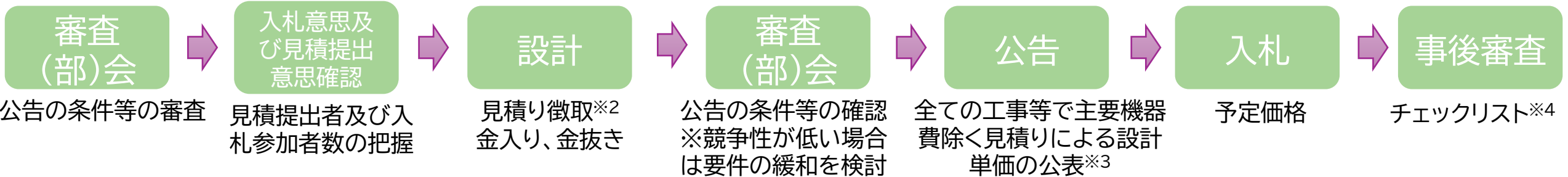
※試行結果を検証し、有効であれば、試行対象を拡大していく予定

# (参考) 入札参加意思確認による見積り依頼方式試行フロー(現状と試行の比較)

## [現状]



## [試行]



※1 施工実績及び入札実績に基づき依頼

※2 入札に参加する意思がある全ての者に見積り依頼

※3 工法や主要機器費を除く材料等を見積りにより設計単価とした場合、全ての工事等において積算資料として公告時に公表(一部の土木・建築系工事では令和7年度4月より運用開始)

※4 チェックリストに基づく事後審査の実施(令和7年4月より運用開始)